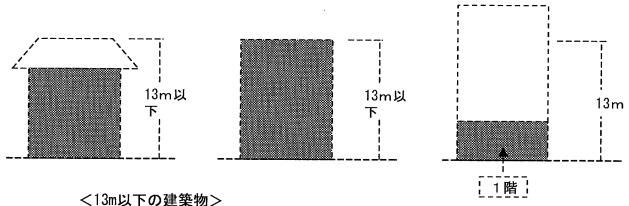
平成12年建設省告示第1458号での1階の解釈と風圧力算定ガイドライン

く主旨>

平成12年6月より改正建築基準法の告示第1458号による帳壁等に適用される風荷重計算規定が施行されました。同告示をもとに設計を行なう場合、地形、建物形状に対する扱いなど具体的な規定はなく、告示の内容だけで一義的には確定されません。従って、多くの場合、「設計者の技術的な判断により決定される」ことが予想されます。

そこで判断に混乱が予想され、且つ同告示の適用除外となっている1階の解釈とその 風圧力算定について、当協会としての考え方をまとめ提供するものです。

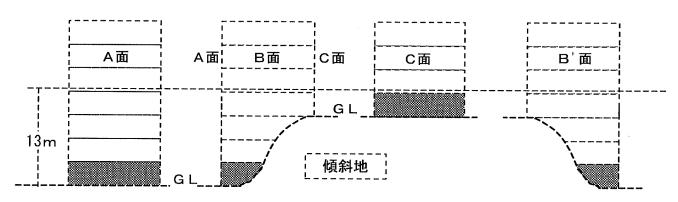
<告示第1458号適用除外部分> (下図の網掛け部)



- <13m以下の建築物> ・建物の外壁面全て(屋根は除く)
- <13mを超える建築物>
 - ①1階の部分
 - ②13m以下の部分で、13mを超える 部分の構造耐力上の影響を受け ない部分

<1階の解釈と風圧力算定について>

事例1:傾斜地に建つ場合



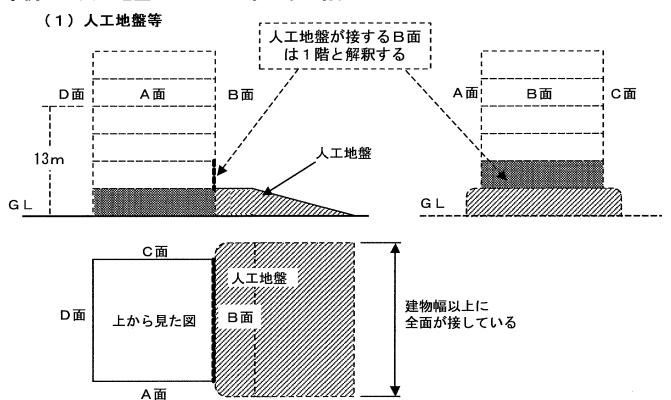
(1階の解釈)

・建物正面から見て地盤面に接する最も低い階を1階と解釈する。

(風圧力の算定について)

・風圧力算定のための高さの基準とする地盤面 (Omとする位置) は当該建物の周囲の 地盤面の最も低い位置とする。

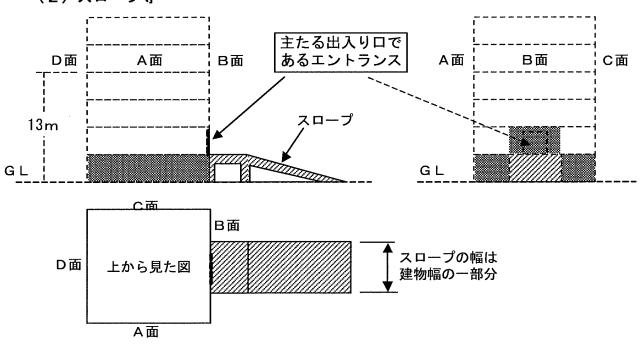
事例2:人工地盤やスロープ等がある場合



(1階の解釈)

・上図の場合、建物幅以上に人工地盤等が接する面の地盤面位置の階は1階と解釈する。 B面以外の面はGLに接する階。

(2) スロープ等



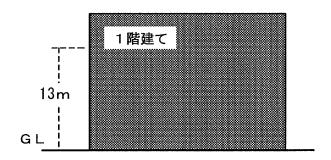
(1階の解釈)

・上図の場合、GLに接する階。 なお、エントランスのある階は2階と解釈するが、主たる出入り口であるエントランス 部分はスロープが接する部分のみ1階に準ずる部分と解釈する。

(風圧力の算定について)

・風圧力算定に用いる基準地盤面は、上記GL位置とする。

事例3:13mを超える 1階建て の場合



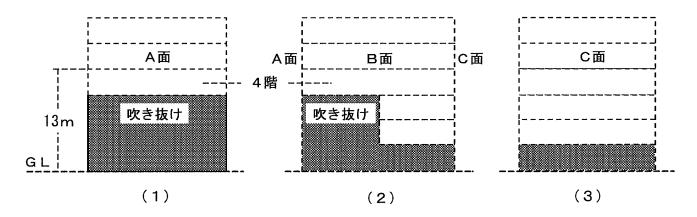
(1階の解釈)

・高さに拘わらず1階。

(風圧力の算定について)

・技術的観点から告示第1458号を適用する。

事例4:吹き抜けがある建物の吹き抜け部分



(1階の解釈)

・地盤面に接する位置(上図網掛け部分)。

(風圧力の算定について)

・上図(1)、(2)のケースで吹き抜け部分の風圧力は技術的観点から告示第1458号を適用する。

<注意>

以上の考え方は、サッシ等の風荷重算定のための(社)日本 サッシ協会のガイドラインとして示すものであり、法律上の規 定や解釈ではありません。

また、建築設計者の判断および要求が最も優先されることは 言うまでもないこと等、十分理解の上運用願います。